

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 4 月 2 日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

「北方領土隣接地域における受入環境構築による滞在型観光促進調査業務」

本業務は、北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町。以下「対象地域」という。）における滞在型観光の促進のため、対象地域における旅行者の動態や滞在型観光の阻害要因（滞在型の観光コンテンツや宿泊施設の不足、人手不足による宿泊施設の稼働率の低下など、受入れ環境の課題）を調査・分析し、実現可能な課題の軽減・解消方策を見いだすことを目的とする。

(2) 業務内容

1. 計画準備
2. 対象地域及びその周辺地域における滞在型観光の促進に向けた基礎調査
3. 対象地域の滞在型観光の阻害要因の調査
4. 対象地域の民泊等宿泊施設の清掃員の人材不足等に関する解決手法の調査
5. 協議会の運営補助等
6. 報告書作成

(3) 履行期間 契約締結の翌日（令和 7 年 5 月下旬予定）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

（有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決

定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い、定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば、写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の書類を提出した者を除く）でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 企画提案書を提出する者に関する要件

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する業務実績に関する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

提案者は、平成27年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道における観光に関する調査業務

類似業務：観光に関する調査業務

(7) 配置予定技術者に関する要件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、(6)の「企画提案書を提出する者に対する要件」に示される実績を有すること。

イ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者の少なくとも1名は、(6)の「企画提案書を提出する者に対する要件」に示される実績を有すること。担当技術者を複数配置する場合は、最も優位な実績を有する者について評価することとする。

(8) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話011-709-2311（内線5247）電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、方法

ア 交付期間

令和 7 年 4 月 2 日（水）から令和 7 年 4 月 16 日（水）まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g700000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記 3 (1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出方法、期限

ア 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び発注者に紙方式参加願を提出している場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

イ 提出期限

令和 7 年 4 月 17 日（木）12 時 00 分

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは行わない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるも

のではない。

(8) その他の詳細は説明書による。